

令和 4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 杉並区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.5 %
全職員	70.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	91.6 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	99.4 %
本庁係長相当職	102.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4 %
31～35年	94.0 %
26～30年	97.0 %
21～25年	90.7 %
16～20年	78.4 %
11～15年	83.3 %
6～10年	87.7 %
1～5年	90.4 %

【説明欄】

①任期の定めのない常勤職員については、各役職段階における女性割合が男性割合よりも低い等の理由により、男女の給与の差異が生じています。

②常勤職員と比較して相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、女性が85%程度を占めていることから、全職員で比較すると男女の給与の差異が生じています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。